令和７年 10 月 31 日

尾北支部会員　各位

愛知県行政書士会
会　長　　竹田　勲
愛知県行政書士会尾北支部
支部長　澤田　和徳

改正行政書士法に関する説明会の開催について(案内)

本年６月に改正行政書士法が成立しました（令和８年１月１日施行)。行政書士の使命を定めるとともに、行政書士の職責としてデジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用をもって国民の利便を図るという他士業法では例を見ない画期的な条文が規定されたほか、特定行政書士の業務範囲の拡大と「報酬を得て」の趣旨が明確化され、更に個人の違反が法人に及ぶとする両罰規定が整備されました。

今回の改正は平成 13 年の手続代理、平成 20 年の聴聞・弁明代理、平成 26 年の特定行政書士による行政不服申立て代理の規定に続く大きなものであり、私たち行政書士だけにとどまらず、社会に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

「令和の大改正」を成し遂げる過程には、様々な困難と多くの方々のご助力がありました。改正行政書士法の施行に向けて現在の会員が成立に至るまでの理解を深め、次世代の会員に語り継ぐことによって、行政書士制度は更なる発展への機会になると確信しています。

この機を逃さず、法改正活動の中心でご尽力された人物を講師に迎え、下記のとおり説明会を開催いたします。参加される場合は、以下の「7. 申込方法」に沿ってお申込みください。

記

１．日　時　　令和７年 12 月 22 日（月）18 時～　（約９０分程度）
２．内　容　　「行政書士法改正の経緯と解説」～これからの行政書士業務への展望～
３．講　師　　愛知県行政書士会 竹田　勲会長（日本行政書士連合会 副会長）
４．場　所　　Home&nico ホール（江南市民文化会館）２階　美術工芸室
　　江南市北野町川石２５－１　電話番号　0587552321
５．資　料　　本会で印刷し当日配布いたします
６．申込方法　　・FAX（0587-55-2295）澤田でお申し込みください。又は、
　　・メール(info@swdswd.com)澤田でお申し込みください。

申込期限：令和７年　12 月　８日　（月）
※不参加の方は、返信不要です。

改正行政書士法に関する説明会申込書（12 月 8 日必着）

■　私は、12 月 22 日(月)の研修会に出席します。

氏　名　（　　市・町）

■　懇親会が開催された場合、懇親会に参加しますか。下記にマルを付けて下さい。懇親会は本会事業であるため、実費負担となります。

参加します　　・　　参加しません